

議案第 23 号

松阪市社会教育委員設置に関する条例の一部改正について

松阪市社会教育委員設置に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 245 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例

松阪市社会教育委員設置に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 245 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の委嘱）

第 1 条の 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。